公共料金等

1 NHK受信料の免除

以下の条件でNHK受信料が免除になります。

1 種類・対象者

免除種類	対象者
半額	1 契約者が身体障がい者手帳を所持する視覚、聴覚障がい者で住民基本台帳法でいう世帯主。 2 契約者が重度の身体障がい者（身体障がい者手帳 1～2級）または知的障がい者（療育手帳A判定）で住民基本台帳法でいう世帯主。 3 契約者が精神障害者保健福祉手帳 1級所持者で住民基本台帳法でいう世帯主。
全額	1 身体障がい者（身体障がい者手帳所持者）または知的障がい者（療育手帳所持者）若しくは精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）のいる市町村民税非課税世帯

問合せ先

手続きについて ： 障がい福祉課障がい1係 TEL 0564-23-6113
（身体障がい者・知的障がい者のかた） FAX 0564-25-7650
障がい福祉課障がい2係 TEL 0564-23-7674
（精神障がい者のかた） FAX 0564-25-7650
制度について ： NHKふれあいセンター TEL 0570-077-077
FAX 045-522-3044
平日9:00～20:00（土・日・祝休日も受付）

2 郵便に関すること

○郵便料金の免除及び軽減

次に掲げる郵便物で開封とするものは、無料扱いとなります。（第四種郵便物）

・点字郵便物・・・点字のみを掲げたものを内容とするもの

・特定録音物等郵便物・・・盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物で、点字図書館、点字出版施設等盲人福祉施設等（日本郵便株式会社の指定するものに限る。）において発受するもの

次に掲げる郵便物で開封とするものは、一般料金より軽減扱いとなります。

・心身障がい者用ゆうメール・・・図書館法に規定する図書館と重度の身体障がい者又は知的障がい者との間で図書の閲覧のために発受するもの

・点字ゆうパック・・・点字のみを掲げたものを内容とするもの（ただし、日本郵便株式会社の定める条件を満たすものに限る。）

・聴覚障がい者用ゆうパック・・・聴覚障がい者福祉施設（日本郵便株式会社の指定するものに限る。）と聴覚障がい者との間に発受するビデオテープその他録画物

※詳細は郵便局等にてご確認ください。

○青い鳥郵便葉書の配布

次の方法で申込をされた重度の障がいのある方に通常郵便葉書を無料配布します。配布は、単年の取扱いであるため、受付期間等は事前に郵便局へお問合せください。

・配布枚数　1人につき 20 枚まで

・申し込みの受付期間　（土曜、日曜、祝日を除きます。）毎年4月1日～5月末日（予定）

・申込方法

郵便局に備えつけの申込書に所定の事項を記入し、手帳を提示して申し出てください。

※郵便による申し込みもできます。記入事項等詳しくは郵便局へお尋ねください。

・配布期間（土曜、日曜、祝日を除きます。）　毎年4月 20 日以降（予定）

・対象者　重度の身体障がい者（1級～2級）、重度の知的障がい者（A判定）

問合せ先　発行人の所在地の配達を受け持つ郵便局
又は日本郵政グループお客様サービス相談センター
TEL 0120-23-28-86（フリーダイヤル）
TEL 0570-046-666（携帯電話からご利用の方）
平日8時～21 時　土・日・祝休日9時～21 時

3　携帯電話料金の割引

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者に各携帯電話会社にて割引制度がもうけられている場合があります。

詳細については、各携帯電話会社にお問合せください。

4 電話架設費の分割払い扱い

障がいのある方が電話を架設する際、架設費を分割払いすることができます。（1年以内において 12 回以内）

問合せ先　TEL 局番なしの 116（電話は土日も可9時～17 時）
FAX 0120-201-390（フリーダイヤル） 平日のみ

5 電話番号案内の無料扱い

電話帳により相手方の電話番号を探すことが困難な視覚障がい、肢体不自由障がいのあるかた、又は知的障がいのあるかた、若しくは精神障がいのあるかたの電話番号案内料金を無料とします。

※郵送による登録手続きが必要となります。

対象者

身体障がい者手帳の視覚障がい1～6級、肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）1・2級、知的障がい者、精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた

問合せ先　TEL 0120-104-174（フリーダイヤル）
FAX 0120-201-390（問合せの番号）
平日のみ9時～17 時

問合せ先　※ 聴覚障がいのある方の電話番号案内は、**有料**です。
FAX 0120-000-104
（フリーダイヤル）